

令和7(2025)年度栃木県明るい選挙推進運動要領

栃木県選挙管理委員会
栃木県明るい選挙推進協議会

I 趣 旨

民主主義の基盤である選挙が全ての有権者の参加のもとに明るく公正に行われるためには、県民一人ひとりが政治や行政、選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識を身に付けることが何より大切である。

このためには、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が中心となって、家庭、学校、地域などが共通認識をもって、啓発活動を展開するとともに、投票しやすい環境を整えることが必要である。

この要領は、明るい選挙推進運動を県民運動として推進するため、令和7(2025)年度における運動目標及び実施事業を定めるものである。

II 運動目標

この運動の推進に当たっては、次の事項を目標とする。

1 投票環境の整備と啓発

- ・有権者のニーズや地域の実情に即した投票環境の充実を図る。
- ・有権者には、主権者としての自覚をもって必ず投票するよう呼び掛ける。
特に、若年有権者に対する呼び掛けに重点的に取り組む。
- ・有権者の属性に応じた手法を用いて、選挙の周知啓発に努める。

2 主権者教育

- ・自ら考え、判断し、行動する主権者像を念頭に、政治や選挙への関心を持つことの大切さを訴えとともに、学習する機会の提供に努める。
特に、児童生徒等の未来の有権者の育成に重点的に取り組む。

3 法令・ルールの遵守と推進体制の強化

- ・候補者、運動員はもとより、有権者にも買収や供応などの違反を起こすことなく、選挙のルールを遵守するよう呼び掛ける。
- ・寄附禁止の啓発の一環として、三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）を推進する。

III 事業計画

令和7(2025)年度の事業計画は次頁のとおりである。

令和6(2024)年度明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)



栃木市立栃木中央小学校 5年
小松原 禅(こまつばら ぜん)さん

令和7(2025)年度 栃木県明るい選挙推進運動 事業計画

※ ○付き数字の事業は若年層の投票率向上推進プラン重点取組事業

I 投票環境の整備と啓発

1 期日前投票の拡充

	事業項目	内容	時期等
①	期日前投票所の投票環境の向上	若い世代、勤労世代が多い都市部での土日開設場所の増加、移動手段に制約のある農山村地域での移動式期日前投票所の促進 【目標】 ○土日開設日の拡大 [R7参院選]県平均値を目安に土日開設日数を増やす ○移動式期日前投票所の導入 地域の実情に応じて導入	通年

2 選挙時啓発

	事業項目	内容	時期等
2	選挙時の情報発信・啓発	投票日の周知、投開票速報の提供など	随時
	(1) 候補者及び政党への働きかけ	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請を行う。	
	(2) 各種広報媒体の活用	インターネット、SNS、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージなど	
	(3) 啓発資材、イベント会場等での啓発	親子連れ投票記念証、懸垂幕、ポスター、チラシ、ステッカーなど	
	(4) 関係機関との連携	市町選挙管理委員会、とちぎ選挙啓発サポーターなど	
③	インターネット、SNSの活用 (2(2)再掲)	栃木県ホームページやSNS等を活用し、選挙情報の発信、選挙周知を行う。 【目標】 [R7参院選]ターゲティング広告 1,400万回配信、啓発動画 180万回配信	随時
④	親子連れ投票記念証の配布 (2(3)再掲)	親子で投票に来た子どもに記念証を配布	随時

II 主権者教育

1 若い世代

	事業項目	内容	時期等
⑤	明るい選挙ポスターコンクールの実施	小学生、中学生、高校生からの作品募集	5～10月
⑥	選挙出前講座、オンラインセミナーの実施	学校での選挙啓発出前講座の実施・支援、選挙や政治への関心向上と参加を促すためのオンラインセミナーを実施 【目標】 県市町で合計60件以上の実施及び半数以上の市町における実施	随時
⑦	親子連れ投票促進メッセージカード	小学校低学年の児童とその保護者を対象に、親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを配布	6月
8	大学祭等における啓発	大学祭等における啓発用資材配布・投票呼び掛け、模擬投票体験	随時
⑨	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携し大学における選挙啓発を実施	随時
⑩	「とちぎ選挙啓発サポーター」制度の実施	選挙啓発を自主的に支援する企業や団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録 【目標】 50以上の企業等登録	随時

2 幅広い世代

	事業項目	内容	時期等
11	新聞記事、ラジオ放送CMを活用した啓発	下野新聞で年間6回の啓発記事掲載、FM栃木で20秒CMを放送	通年
12	インターネット、SNSの活用	栃木県ホームページやSNS等を用いて選挙に関する情報を発信し、選挙意識の向上を図る。	通年
13	啓発資材貸出	「めいすいくん」着ぐるみ等の貸出	随時
14	県民の日イベントでの啓発活動	県民の日イベントにおける啓発用資材配布・投票呼び掛け、模擬投票体験	6月

Ⅲ 法令・ルールの遵守と推進体制の強化

	事業項目	内容	時期等
15	政治資金、選挙運動の透明性確保	政治資金収支報告書のインターネット公開、明るくきれいな選挙の推進	通年
16	人材の育成	市町等が開催する研修会への講師の派遣等	随時
17	関係機関との連携強化	市町選挙管理委員会など関係機関との意見交換・意識の共有を図る ・市町選挙管理委員会書記長会議 ・市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議 ・明るい選挙推進研究大会 ・明るい選挙推進指導員連絡会 ・市町啓発事務担当者会議 ・明るい選挙推進協議会の開催	通年

令和7(2025)年度 若年層の投票率向上推進プラン重点取組事業

I 惹きつける啓発活動

- (1) 選挙時啓発
 - ・インターネット、SNSの活用(重点取組事業①)
- (2) 社会人
 - ・とちぎ選挙啓発サポーター制度の活用(重点取組事業②)

II 未来の有権者の育成

- (1) 家庭
 - ・親子連れ投票記念証の配布
 - ・親子連れ投票促進メッセージカードの配布
- (2) 学校
 - ・選挙啓発出前講座の実施(重点取組事業③)
 - ・明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施
 - ・高校生向けオンラインセミナーの実施

III 社会総がかりの体制づくり

- (1) 期日前投票の拡充
 - ・若い世代、勤労世代に着目した期日前投票所の拡充(重点取組事業④)
- (2) 学校、企業の協力
 - ・「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発



栃木県選挙管理委員会

重点取組事業① インターネット、SNSの活用

I 「惹きつける啓発活動」

事業の概要

インターネットやSNSを活用し、主に若年層有権者に向けた選挙に関する情報発信を行う。

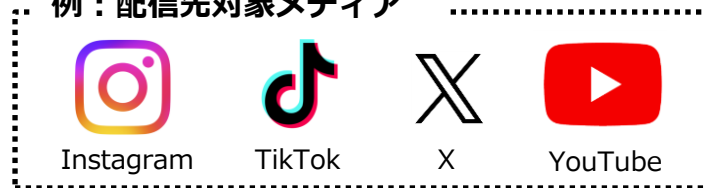
背景

- ・近年、インターネットの普及とともに、オンライン広告の重要性が増している。
- ・若年層はインターネットを頻繁に利用するため、この層に対するターゲティング広告のニーズが高まっている。

内容

- ・若年層が多く利用するメディアを配信先対象とし、ターゲティング広告を配信する。

例：配信先対象メディア



実績・目標

実績（R6衆院選）	：ターゲティング広告	619万回配信、	啓発動画	147万回配信
（R6知事選）	：ターゲティング広告	1,357万回配信、	啓発動画	170万回配信
目標（R7参院選）	：ターゲティング広告	1,400万回配信、	啓発動画	180万回配信



R6 衆院選 デジタルバナー



R6 知事選 デジタルバナー

重点取組事業② とちぎ選挙啓発サポーター制度の実施



I 「惹きつける啓発活動」



III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

選挙啓発を自主的に支援する企業や団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録し、若年層社会人等への投票促進を図る。

背景

- ・ 若年層の社会人等に向けた「惹きつける啓発活動」→企業や団体等を介しての実施が効果的
- ・ 県が登録することで、企業や団体等が自主的な選挙啓発活動に取り組みやすい環境構築を促進する。
- ・ 社会貢献の側面から企業や団体等のイメージアップにつながる。

内容

- ・ 投票参加の重要性を認識し、選挙啓発活動に取り組む企業や団体等を登録する。
- ・ 【登録企業等に求める取組例】
選挙出前講座の実施、施設内における啓発ポスター掲示、ホームページやSNSにおける電子バナー等掲出、期日前投票の推奨・呼び掛け など
- ・ 登録した企業や団体等の一覧や取組については選挙管理委員会のホームページやSNSで公開する。

実績・目標

実績：41企業等登録（令和7年1月31日現在）
目標：50以上の企業等登録

登録数の推移（件）		
R 5	R 6	R 7（目標）
9	41（+32）	50（+9）

※1（）書きは前年から増加した件数
※2 令和7年度末での登録企業等の目標を50以上としている。

重点取組事業③ 選挙啓発出前講座の実施

Ⅱ 「未来の有権者の育成」

Ⅲ 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

学校等を対象とした選挙啓発出前講座を実施して、受講した生徒等の選挙制度への理解を深め、選挙の大切さを伝えるとともに、主権者として選挙への主体的な参加を促す。

背 景

- 平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主に新有権者となる高校生を対象として選挙啓発出前講座を開始した。
- 学校の生徒会役員選挙の投票日に併せて実施するなど、学校等と連携・協力して実施してきた。

内 容

- 選管職員が学校に赴き、選挙に関する講義や模擬投票を行う。
- 学校等の希望に応じて、同年代の講師による講義や体験を重視した模擬投票を実施する。
- 講義の合間には、選挙に関するクイズを出題したり、動画を上映したりすることで、受講者の関心を引く構成で実施する。

実績・目標

実績：右表のとおり（令和7年1月31日現在）。

目標：県市町で合計60件以上の実施及び半数以上の市町における実施

県出前講座・市町出前授業の実施状況（件）						
	R5			R6		
	県	市町	計	県	市町	計
小・中学校		20 (13)	20 (13)	1 (1)	12 (5) 【2】	13 (6) 【2】
高校・大学	20	9	29	15	10	25
その他 (自治会等)					3	3
合計	20	29 (13)	49 (13)	16 (1)	25 (5) 【2】	41 (6) 【2】
実施市町数	8			9		

※（）は租税教室など他部署とタイアップした件数（内数）
【】は主権者教育アドバイザーを活用した件数（内数）

重点取組事業④ 期日前投票の投票環境の向上

Ⅲ「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

期日前投票の投票環境を充実させ、有権者が投票しやすい環境を作る。

背 景

- ・ 期日前投票が有権者に定着し、投票者に占める割合が3～5割に増加
- ・ これに伴い、当日投票者が大きく減少し、過疎地域等における立会人確保難等も相まって、当日投票所の集約化、開設時間の短縮が図られている。

内 容

- ・ 若い世代、勤労世代の多い都市部において期日前投票所の土日開設日数を拡大する。
- ・ ショッピングセンターなどの集客施設や高校・大学等を活用するなど、工夫を凝らす。
- ・ 農山村地域など高齢者が多く交通手段に制約のある地域において、移動式期日前投票所の導入検討を促す。

実績・目標

○土日開設日の拡大

実績（R6衆院選）：開設密度 県平均 1.1 土日開設割合 県平均16.3

目標（R7参院選）：県平均値を目安に土日開設日数を増やす

注 開設密度：有権者1万人当たりの土日開設日数

土日開設割合：延べ開設日数に占める土日開設日数の割合

○移動式期日前投票所の導入

実績：2か所（R6衆院選）

目標：地域の実情に応じて導入

Ⅱ

「未来の有権者の育成」

(1) 家庭

- ・ **親子連れ投票記念証の配布**

- └ 親子連れ投票を体験したことの記念となる「親子連れ投票記念証」を作成し、投票所で配布する。

- ・ **親子連れ投票促進メッセージカードの配布**

- └ 親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを作成し、小学校低学年の児童の保護者に配布する。

(2) 学校

- ・ **明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施**

- └ 小学生、中学生、高校生を対象としたポスターコンクールを実施する。

- ・ **高校生向けオンラインセミナーの実施**

- └ 高校生を対象に選挙や政治への関心の向上と参加を促すため、オンラインセミナーを実施する。

Ⅲ

「社会総がかりの体制づくり」

(2) 学校、企業の協力

- ・ **「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発**

- └ 大学等の学内ポータルサイトを介して、若年有権者を含む学生に向けた期日周知等を行う。

令和 6 年度市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議

令和 7 (2025) 年 3 月 6 日 (木) 13:30～

自治会館 4 階大会議室

1 主催者挨拶

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊男

栃木県明るい選挙推進協議会会長 田中 嘉彦

2 議 題

- (1) 令和 7 年度明るい選挙推進運動要領(案)について
- (2) 主権者教育の推進について
- (3) 投票環境の向上について
- (4) 小山市議選争訟事案処理経過の検証について
- (5) その他

3 講 演

『選挙公報を活用した選挙出前授業の一提案 -中学校編-』

講師：総務省主権者教育アドバイザー／白鷗大学法学部教授 市島 宗典 氏

【配布資料】

- ・資料 1 選挙をめぐる最近の話題
- ・資料 2 令和 6 年度明るい選挙推進運動事業実績・評価
- ・資料 3 令和 7 年度明るい選挙推進運動要領・計画
- ・資料 4 令和 7 年度若年層の投票率向上プラン重点取組事業
- ・資料 5 令和 6 年度出前講座実績見込み・前年度比較
- ・資料 6 令和 6 年度出前講座実績見込み一覧
- ・資料 7 栃木県内市町の期日前投票所の設置状況(令和 6 年10月27日執行衆議院議員総選挙)
- ・資料 8 令和 5 年 4 月23日執行小山市議会議員選挙における当選の効力に係る争訟について

衆議院小選挙区選出議員選挙（栃木県第1区から第5区）に係る
選挙無効請求事件の判決及び上告審について

令和 7 (2025) 年 3 月 19 日

1 事件（第一審）の内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 訴訟提起日 | 令和6年10月28日 |
| (2) 係属裁判所 | 東京高等裁判所 |
| (3) 事 件 番 号 | 令和6年(行ケ)第19号 |
| (4) 事 件 名 | 選挙無効請求事件 |
| (5) 当 事 者 | 原告 栃木県第1区 服部 有 (栃木県宇都宮市)
栃木県第2区 関口 真紀 (栃木県鹿沼市)
栃木県第3区 園田 秀樹 (栃木県那須塩原市)
栃木県第4区 平野 正敏 (栃木県小山市)
栃木県第5区 早乙女 利次 (栃木県栃木市)
被告 栃木県選挙管理委員会 |

- ## (6) 訴えの要旨

令和6年10月27日に執行された衆議院小選挙区選出議員選挙は、選挙区間の一票の較差は最大で2.06倍である。

一人一票の投票価値の平等を定めた憲法に違反しており、栃木県第1区から第5区における選挙は無効である。

- (7) 判決内容 (令和7年2月13日判決)

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。(選挙管理委員会の勝訴判決)
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

2 上告審の内容

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 上告提起日 | 令和7年2月21日 |
| (2) 事件番号 | 令和7年(行サ)第24号 |
| (3) 事件名 | 行政上告提起事件 |
| (4) 当事者 | 上告人 栃木県第1区 服部 有 (栃木県宇都宮市) |
| | 栃木県第2区 関口 真紀 (栃木県鹿沼市) |
| | 栃木県第3区 園田 秀樹 (栃木県那須塩原市) |
| | 栃木県第4区 平野 正敏 (栃木県小山市) |
| | 栃木県第5区 早乙女 利次 (栃木県栃木市) |
| | 被上告人 栃木県選挙管理委員会 |

- (5) 上告の趣旨

原判決を破棄し、令和 6 年 10 月 27 日に執行された衆議院小選挙区選出議員選

挙（栃木県第1区から第5区）における選挙を無効とする。

訴訟費用は第一審被告らの負担とする。

3 経過

令和6年

10月27日 衆議院小選挙区選出議員選挙投票日

10月28日 原告が東京高等裁判所に提訴

11月6日 東京高裁から送達された訴状を本委員会において受領

〃 県選挙管理委員に訴状及び処理方針を送付、処理方針の決定

11月7日 文書学事課協議（訴訟事務処理要領第6条）

11月8日 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（以下「権限法」）第6条の2第1項の規定による法務大臣への報告

〃 権限法第7条第1項の規定による法務大臣への訴訟遂行依頼

〃 権限法第7条第2項の規定による総務大臣への通知

11月20日 県選挙管理委員会開催（訴訟の概要等について報告）

12月20日 東京高裁に答弁書提出

令和7年

1月23日 第1回口頭弁論

2月13日 判決言渡（選管勝訴）

2月21日 県選挙管理委員会開催

（高裁判決の報告及び上告された場合の処理方針の決定）

（以後は、上告審の経過）

2月21日 上告の提起

3月11日 上告状を本委員会において受領

3月12日 権限法第6条の2第1項の規定による法務大臣への報告

〃 権限法第7条第1項の規定による法務大臣への訴訟遂行依頼

〃 権限法第7条第2項の規定による総務大臣への通知

4 対応状況

令和7年2月21日に本委員会で決定した判決に伴う処理方針により、上告に対して応訴し、第一審と同様に法務大臣に対し訴訟遂行を3月12日付けで依頼した。

【参考】

○令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙(小選挙区選挙)に係る選挙無効訴訟の状況

R7.3.6現在

	訴訟 提起日	裁判所	対象選挙区	原告 グループ	口頭弁論 期日	判決言渡 期日	判決内容
1	R6.10.28	広島高裁 岡山支部	岡山県の全区	升永 英俊	R6.12.19	R7.2.6	○【合憲】
2	R6.10.28	広島高裁	広島県1・2区	山口 邦明	R6.12.25	R7.2.12	○【合憲】
3	R6.10.28	大阪高裁	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 の全区	升永 英俊	R6.12.23	R7.2.12	○【合憲】
4	R6.10.28	札幌高裁	北海道の全区	升永 英俊	R6.12.25	R7.2.12	○【合憲】
5	R6.10.28	東京高裁	東京都5・8・28・30区	山口 邦明	R7.1.16	R7.2.13	○【合憲】
6	R6.10.28	東京高裁	東京都、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、 神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県 の全区	升永 英俊	R7.1.23	R7.2.13	○【合憲】
7	R6.10.28	福岡高裁 那覇支部	沖縄県の全区	升永 英俊	R7.1.14	R7.2.18	○【合憲】
8	R6.10.28	仙台高裁 秋田支部	秋田県の全区	升永 英俊	R6.12.26	R7.2.19	○【合憲】
9	R6.10.28	名古屋高裁	愛知県、岐阜県、三重県 の全区	升永 英俊	R7.1.17	R7.2.19	○【合憲】
10	R6.10.28	福岡高裁 宮崎支部	宮崎県、鹿児島県の全区	升永 英俊	R7.1.24	R7.2.21	○【合憲】
11	R6.10.28	広島高裁	広島県、山口県の全区	升永 英俊	R6.12.20	R7.2.21	○【合憲】
12	R6.10.28	広島高裁 松江支部	鳥取県、島根県の全区	升永 英俊	R7.1.10	R7.2.26	○【合憲】
13	R6.10.28	高松高裁	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県の全区	升永 英俊	R7.1.14	R7.2.26	○【合憲】
14	R6.10.28	名古屋高裁 金沢支部	富山県、石川県、福井県 の全区	升永 英俊	R7.1.29	R7.2.26	○【合憲】
15	R6.10.28	仙台高裁	宮城県、青森県、岩手県、山 形県、福島県の全区	升永 英俊	R6.12.27	R7.2.28	○【合憲】
16	R6.10.28	福岡高裁	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県の全区	升永 英俊	R7.1.20	R7.3.6	○【合憲】

※全289選挙区について訴訟が提起

○:選管の勝訴

×:選管の敗訴

△:選管の一部敗訴(事情判決)

ー:未定

16 か所

0 か所

0 か所

0 か所

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県選挙管理委員会

代表者委員長 金田 尊男 様



事件番号 令和7年（行サ）第24号

行政上告提起事件

上告人 鶴本 圭子 外116

被上告人 東京都選挙管理委員会 外10

上告提起通知書

令和7年3月10日

被上告人 栃木県選挙管理委員会

代表者委員長 金田 尊男 様

〒100-8933

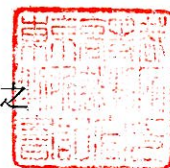
東京都千代田区霞が関 1-1-4

東京高等裁判所第24民事部ニス係

裁判所書記官 前 川 典 之

電話 03-3581-2062

FAX 03-3581-8832



下記の事件の判決に対して上告の提起がありましたので、民事訴訟規則189条1項（☒行政事件訴訟法7条）により通知します。

記

令和6年（行ケ）第19号選挙無効請求事件



上 告 状

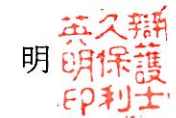
令和7年2月²¹日

最高裁判所 御中

上告人(原審原告)ら訴訟代理人弁護士 升 永 英



同 弁護士 久 保 利 英



同 弁護士 伊 藤 真



同 弁護士 黒 田 健 二



同 弁護士 江 口 雄 一 郎



同 弁護士 田 辺 克 彦



同 弁護士 石 渡 進 介



同 弁護士 森 川 幸



同 弁護士 山 中 眞 人



同 弁護士 平 井 孝 典



同 弁護士 多 田 幸 生



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

人口比例選挙請求上告事件

訴訟物の価額 1 億 8720 万円 [1 億 8720 万円 = 160 万円 x 117 人]

貼用印紙額 116 万 8000 円

上記当事者間の東京高等裁判所令和 6 年（行ケ）第 19 号人口比例選挙請求事件について、同裁判所が令和 7 年 2 月 13 日に言渡した判決は不服であるから、上告人らは、上告を提起する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第 2 上告の趣旨

原判決を破棄し、

- 「1 令和 6 年 10 月 27 日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の東京都第 1 区乃至第 30 区、茨城県第 1 区乃至第 7 区、栃木県第 1 区乃至第 5 区、群馬県第 1 区乃至第 5 区、埼玉県第 1 区乃至第 16 区、千葉県第 1 区乃至第 14 区、神奈川県第 1 区乃至第 20 区、新潟県第 1 区乃至第 5 区、山梨県第 1 区乃至第 2 区、長野県第 1 区乃至第 5 区及び静岡県第 1 区乃至第 8 区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は一審被告らの負担とする。」

との判決を求める。

第3 上告の理由

追って上告理由書を提出する。

附属書類

- | | |
|---------|-------|
| 1 上告状副本 | 11 通 |
| 2 訴訟委任状 | 117 通 |

以上

選挙人名簿登録者数(令和7(2025)年3月1日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	男	女	計	R6(2024).12.1 比較増減	市町名	男	女	計	R6(2024).12.1 比較増減
宇都宮市	213,756	213,925	427,681	▲ 672	上三川町	13,115	12,432	25,547	▲ 82
足利市	57,290	60,118	117,408	▲ 363	河内郡計	13,115	12,432	25,547	▲ 82
栃木市	63,665	64,702	128,367	▲ 479	益子町	9,140	9,197	18,337	▲ 23
佐野市	46,862	48,072	94,934	▲ 353	茂木町	5,113	5,144	10,257	▲ 39
鹿沼市	38,892	39,793	78,685	▲ 175	市貝町	4,848	4,631	9,479	▲ 44
日光市	31,713	33,365	65,078	▲ 318	芳賀町	6,487	6,360	12,847	▲ 30
小山市	68,148	67,395	135,543	▲ 84	芳賀郡計	25,588	25,332	50,920	▲ 136
真岡市	32,013	31,083	63,096	▲ 231	壬生町	15,771	16,395	32,166	▲ 91
大田原市	28,548	29,155	57,703	▲ 175	野木町	10,488	10,696	21,184	▲ 37
矢板市	12,891	13,179	26,070	▲ 126	下都賀郡計	26,259	27,091	53,350	▲ 128
那須塩原市	47,954	48,721	96,675	▲ 95	塩谷町	4,355	4,390	8,745	▲ 67
さくら市	18,222	17,926	36,148	▲ 89	高根沢町	12,867	11,550	24,417	▲ 65
那須烏山市	10,321	10,337	20,658	▲ 102	塩谷郡計	17,222	15,940	33,162	▲ 132
下野市	24,746	25,267	50,013	▲ 45	那須町	10,341	10,525	20,866	▲ 130
市 部 計	695,021	703,038	1,398,059	▲ 3,307	那珂川町	6,423	6,205	12,628	▲ 99
					那須郡計	16,764	16,730	33,494	▲ 229
					郡 部 計	98,948	97,525	196,473	▲ 707
					県 計	793,969	800,563	1,594,532	▲ 4,014
					(参考)				
					R6(2024).12.1 現在登録者数	796,103	802,443	1,598,546	R6(2024).12.1
					比較増減	▲ 2,134	▲ 1,880	▲ 4,014	定時登録

選挙人名簿登録者数(令和7(2025)年3月1日現在)

〔衆議院小選挙区別〕

栃木県選挙管理委員会

選挙区	市町名	男	女	計	R6(2024).12.1 比較増減	選挙区	市町名	男	女	計	R6(2024).12.1 比較増減
第一区	宇都宮市 (宇都宮地区)	195,408	195,285	390,693	▲ 651	第四区	小山市	68,148	67,395	135,543	▲ 84
	河内郡 上三川町	13,115	12,432	25,547	▲ 82		真岡市	32,013	31,083	63,096	▲ 231
	計	13,115	12,432	25,547	▲ 82		下野市	24,746	25,267	50,013	▲ 45
	市部計	195,408	195,285	390,693	▲ 651		芳賀郡 益子町	9,140	9,197	18,337	▲ 23
	郡部計	13,115	12,432	25,547	▲ 82		茂木町	5,113	5,144	10,257	▲ 39
	第一区計	208,523	207,717	416,240	▲ 733		市貝町	4,848	4,631	9,479	▲ 44
第二区	宇都宮市 (上河内、河内地区)	18,348	18,640	36,988	▲ 21	第五区	芳賀町	6,487	6,360	12,847	▲ 30
	鹿沼市	38,892	39,793	78,685	▲ 175		計	25,588	25,332	50,920	▲ 136
	日光市	31,713	33,365	65,078	▲ 318		下都賀郡 壬生町	15,771	16,395	32,166	▲ 91
	さくら市	18,222	17,926	36,148	▲ 89		野木町	10,488	10,696	21,184	▲ 37
	塩谷町	4,355	4,390	8,745	▲ 67		計	26,259	27,091	53,350	▲ 128
	高根沢町	12,867	11,550	24,417	▲ 65		市部計	124,907	123,745	248,652	▲ 360
	計	17,222	15,940	33,162	▲ 132	第五区	郡部計	51,847	52,423	104,270	▲ 264
	市部計	107,175	109,724	216,899	▲ 603		第四区計	176,754	176,168	352,922	▲ 624
	郡部計	17,222	15,940	33,162	▲ 132		足利市	57,290	60,118	117,408	▲ 363
	第二区計	124,397	125,664	250,061	▲ 735		栃木市	63,665	64,702	128,367	▲ 479
第三区	大田原市	28,548	29,155	57,703	▲ 175		佐野市	46,862	48,072	94,934	▲ 353
	矢板市	12,891	13,179	26,070	▲ 126		第五区計	167,817	172,892	340,709	▲ 1,195
	那須塩原市	47,954	48,721	96,675	▲ 95	栃木県	市部計	695,021	703,038	1,398,059	▲ 3,307
	那須烏山市	10,321	10,337	20,658	▲ 102		郡部計	98,948	97,525	196,473	▲ 707
	那須町	10,341	10,525	20,866	▲ 130		県 計	793,969	800,563	1,594,532	▲ 4,014
	那珂川町	6,423	6,205	12,628	▲ 99	(参考)					
	計	16,764	16,730	33,494	▲ 229						
	市部計	99,714	101,392	201,106	▲ 498						
	郡部計	16,764	16,730	33,494	▲ 229						
第三区計											
116,478											
118,122											
234,600											
▲ 727											
											</

在外選挙人名簿登録者数(令和7(2025)年3月登録日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	令和7(2025)年3月登録日現在登録者数			令和6(2024)年12月 登録日現在登録者数	比較増減
	男	女	計		
宇都宮市	128	167	295	292	3
足利市	29	44	73	74	▲ 1
栃木市	16	34	50	49	1
佐野市	13	30	43	45	▲ 2
鹿沼市	15	32	47	46	1
日光市	17	25	42	42	0
小山市	27	36	63	64	▲ 1
真岡市	19	24	43	40	3
大田原市	11	17	28	29	▲ 1
矢板市	6	6	12	12	0
那須塩原市	15	36	51	51	0
さくら市	5	6	11	11	0
那須烏山市	7	7	14	14	0
下野市	11	17	28	29	▲ 1
市 計	319	481	800	798	2
上三川町	7	4	11	12	▲ 1
益子町	5	6	11	11	0
茂木町	2	4	6	6	0
市貝町	1	5	6	6	0
芳賀町	1	0	1	1	0
壬生町	4	6	10	10	0
野木町	2	6	8	8	0
塩谷町	1	5	6	6	0
高根沢町	27	11	38	39	▲ 1
那須町	8	8	16	16	0
那珂川町	2	4	6	6	0
町 計	60	59	119	121	▲ 2
県 計	379	540	919	919	0

※「12月登録日現在」は「12月1日又は12月2日現在」である。

※「3月登録日現在」は「3月1日又は3月3日現在」である。

4 月執行予定の市町選挙について

市町名	長の選挙 (事由)	議会の議員の選挙 (事由)	告示日	投開票日
佐野市	○ (任期満了)	○ (任期満了)	4 月 6 日	4 月 13 日
さくら市	○ (任期満了)		4 月 6 日	4 月 13 日
高根沢町	○ (任期満了)	○ (欠員)	4 月 8 日	4 月 13 日
足利市	○ (任期満了)	○ (欠員)	4 月 13 日	4 月 20 日
日光市	○ (任期満了)		4 月 20 日	4 月 27 日
真岡市	○ (任期満了)	○ (欠員)	4 月 20 日	4 月 27 日
那須塩原市		○ (任期満了)	4 月 20 日	4 月 27 日
塩谷町		○ (任期満了)	4 月 22 日	4 月 27 日